

ダイキ牟礼店外8店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年5月29日

香川県知事 浜田 恵造

【DCMダイキ牟礼店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都港区西新橋三丁目9番4号 いよぎんリース株式会社 愛媛県松山市三番町四丁目12番地1								
大規模小売店舗の名称及び所在地	DCMダイキ牟礼店 高松市牟礼町牟礼1018番地								
変更した事項	1 大規模小売店舗の名称 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>ダイキ牟礼店</td></tr><tr><td>変更後</td><td>DCMダイキ牟礼店</td></tr></table> 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>ダイキ株式会社</td></tr><tr><td>変更後</td><td>DCMダイキ株式会社</td></tr></table>	変更前	ダイキ牟礼店	変更後	DCMダイキ牟礼店	変更前	ダイキ株式会社	変更後	DCMダイキ株式会社
変更前	ダイキ牟礼店								
変更後	DCMダイキ牟礼店								
変更前	ダイキ株式会社								
変更後	DCMダイキ株式会社								
変更年月日	平成27年3月1日								
変更理由	社名・店名変更のため。								

2 届出年月日

平成27年3月23日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成27年5月29日から平成27年9月29日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成27年9月29日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【DCMダイキ上福岡店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は	有限会社國村不動産
----------	-----------

ダイキ牟礼店外8店

名称及び住所	高松市上福岡町1240番地 DCMダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
大規模小売店舗の名称及び所在地	DCMダイキ上福岡店 高松市上福岡町字深田838番地1ほか
変更した事項	1 大規模小売店舗の名称 変更前 ダイキ上福岡店 変更後 DCMダイキ上福岡店 2 大規模小売店舗を設置する者の名称 変更前 ダイキ株式会社 変更後 DCMダイキ株式会社 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称 変更前 ダイキ株式会社 変更後 DCMダイキ株式会社
変更年月日	平成27年3月1日
変更理由	社名、店名変更のため。

2 届出年月日
平成27年3月23日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成27年5月29日から平成27年9月29日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成27年9月29日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【DCMダイキ香西店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都港区西新橋三丁目9番4号 いよぎんリース株式会社 愛媛県松山市三番町四丁目12番地1
大規模小売店舗の名称及び所在地	DCMダイキ香西店 高松市香西本町350番1
変更した事項	1 大規模小売店舗の名称 変更前 ダイキ株式会社

ダイキ牟礼店外8店

	変更後	DCMダイキ株式会社
	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	
	変更前	ダイキ株式会社
	変更後	DCMダイキ株式会社
変更年月日	平成27年3月1日	
変更理由	社名・店名変更のため。	

2 届出年月日
平成27年3月23日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成27年5月29日から平成27年9月29日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成27年9月29日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【DCMダイキ川島店・四季食彩館ムーミー川島店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都港区西新橋三丁目9番4号 いよぎんリース株式会社 愛媛県松山市三番町四丁目12番地1 株式会社ムーミー 高松市川島東町520番地
大規模小売店舗の名称及び所在地	DCMダイキ川島店・四季食彩館ムーミー川島店 高松市川島東町字東下所503番地ほか
変更した事項	1 大規模小売店舗の名称 変更前 ダイキOne川島・四季食彩館ムーミー川島店 変更後 DCMダイキ川島店・四季食彩館ムーミー川島店 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称 変更前 ダイキ株式会社 変更後 DCMダイキ株式会社
変更年月日	平成27年3月1日
変更理由	社名、店名変更のため。

ダイキ牟礼店外8店

2 届出年月日
平成27年3月23日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成27年5月29日から平成27年9月29日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成27年9月29日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【フジグラン丸亀ショッピングセンター】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号				
大規模小売店舗の名称及び所在地	フジグラン丸亀ショッピングセンター 丸亀市川西町南字香川方1358番1ほか				
変更した事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>ダイキ株式会社</td></tr><tr><td>変更後</td><td>DCMダイキ株式会社</td></tr></table>	変更前	ダイキ株式会社	変更後	DCMダイキ株式会社
変更前	ダイキ株式会社				
変更後	DCMダイキ株式会社				
変更年月日	平成27年3月1日				
変更理由	社名変更のため。				

2 届出年月日
平成27年3月23日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成27年5月29日から平成27年9月29日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成27年9月29日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

ダイキ牟礼店外8店

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【DCMダイキ飯山店・セブンイレブン丸亀飯山町川原店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	DCMダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 アイル・パートナーズ株式会社 高松市花園町一丁目2番11号												
大規模小売店舗の名称及び所在地	DCMダイキ飯山店・セブンイレブン丸亀飯山町川原店 丸亀市飯山町川原北土居49番1ほか												
変更した事項	1 大規模小売店舗の名称 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>ダイキ飯山店・セブンイレブン飯山町川原店</td></tr><tr><td>変更後</td><td>DCMダイキ飯山店・セブンイレブン丸亀飯山町川原店</td></tr></table> 2 大規模小売店舗を設置する者の名称 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>ダイキ株式会社</td></tr><tr><td>変更後</td><td>DCMダイキ株式会社</td></tr></table> 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>ダイキ株式会社</td></tr><tr><td>変更後</td><td>DCMダイキ株式会社</td></tr></table>	変更前	ダイキ飯山店・セブンイレブン飯山町川原店	変更後	DCMダイキ飯山店・セブンイレブン丸亀飯山町川原店	変更前	ダイキ株式会社	変更後	DCMダイキ株式会社	変更前	ダイキ株式会社	変更後	DCMダイキ株式会社
変更前	ダイキ飯山店・セブンイレブン飯山町川原店												
変更後	DCMダイキ飯山店・セブンイレブン丸亀飯山町川原店												
変更前	ダイキ株式会社												
変更後	DCMダイキ株式会社												
変更前	ダイキ株式会社												
変更後	DCMダイキ株式会社												
変更年月日	平成27年3月1日												
変更理由	社名、店名変更のため。												

2 届出年月日

平成27年3月23日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成27年5月29日から平成27年9月29日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成27年9月29日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

ダイキ牟礼店外8店

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【ゆめタウン三豊】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	DCMダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 株式会社イズミ 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	ゆめタウン三豊 三豊市豊中町本山甲字六の坪22番ほか								
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の名称 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>ダイキ株式会社</td></tr><tr><td>変更後</td><td>DCMダイキ株式会社</td></tr></table> 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>ダイキ株式会社</td></tr><tr><td>変更後</td><td>DCMダイキ株式会社</td></tr></table>	変更前	ダイキ株式会社	変更後	DCMダイキ株式会社	変更前	ダイキ株式会社	変更後	DCMダイキ株式会社
変更前	ダイキ株式会社								
変更後	DCMダイキ株式会社								
変更前	ダイキ株式会社								
変更後	DCMダイキ株式会社								
変更年月日	平成27年3月1日								
変更理由	社名変更のため。								

2 届出年月日

平成27年3月23日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び三豊市政策部産業政策課
縦覧期間	平成27年5月29日から平成27年9月29日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成27年9月29日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三豊市政策部産業政策課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【ザグザグ三木店】

1 届出の概要

--	--

ダイキ牟礼店外8店

届出者の氏名又は名称及び住所	DCMダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号				
大規模小売店舗の名称及び所在地	ザグザグ三木店 木田郡三木町大字鹿伏字中所367番1ほか				
変更した事項	大規模小売店舗を設置する者の名称 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>ダイキ株式会社</td></tr><tr><td>変更後</td><td>DCMダイキ株式会社</td></tr></table>	変更前	ダイキ株式会社	変更後	DCMダイキ株式会社
変更前	ダイキ株式会社				
変更後	DCMダイキ株式会社				
変更年月日	平成27年3月1日				
変更理由	社名変更のため。				

2 届出年月日

平成27年3月23日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び三木町産業振興課
縦覧期間	平成27年5月29日から平成27年9月29日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成27年9月29日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三木町産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【小豆島ショッピングセンター】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	DCMダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 株式会社マルヨシセンター 香川県高松市南新町4番地6 株式会社レディ薬局 愛媛県松山市南江戸4丁目3番37号 アイル・パートナーズ株式会社 香川県高松市花園町一丁目2番11号 株式会社三城 東京都中央区銀座一丁目7番7号				
大規模小売店舗の名称及び所在地	小豆島ショッピングセンター 小豆郡土庄町湊崎1447番1ほか				
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の名称 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>ダイキ株式会社</td></tr><tr><td>変更後</td><td>DCMダイキ株式会社</td></tr></table>	変更前	ダイキ株式会社	変更後	DCMダイキ株式会社
変更前	ダイキ株式会社				
変更後	DCMダイキ株式会社				

	2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称				
	<table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>ダイキ株式会社</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>DCMダイキ株式会社</td> </tr> </table>	変更前	ダイキ株式会社	変更後	DCMダイキ株式会社
変更前	ダイキ株式会社				
変更後	DCMダイキ株式会社				
変更年月日	平成27年3月1日				
変更理由	社名変更のため。				

2 届出年月日

平成27年3月23日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課
縦覧期間	平成27年5月29日から平成27年9月29日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成27年9月29日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ